

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年4月14日(2016.4.14)

【公開番号】特開2014-200372(P2014-200372A)

【公開日】平成26年10月27日(2014.10.27)

【年通号数】公開・登録公報2014-059

【出願番号】特願2013-76851(P2013-76851)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/49 (2006.01)

A 6 1 F 13/56 (2006.01)

A 6 1 F 13/42 (2006.01)

【F I】

A 4 1 B 13/02 H

A 4 1 B 13/02 Q

【手続補正書】

【提出日】平成28年2月25日(2016.2.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前後方向と前記前後方向に直交する方向である幅方向とを有し、

吸收性コアと、前記吸收性コアを被覆する被覆シートと、前記被覆シートよりも着用者の肌側に配置される液透過性の表面シートと、を有する吸收性本体を備え、

前記前後方向において、前胴回り領域と、後胴回り領域と、前記前胴回り領域と前記後胴回り領域との間に配置される股下領域とを有する使い捨ておむつであって、

前記吸收性本体よりも前記幅方向外側の両方に延出する一対のフラップ部と、

前記一対のフラップ部のそれぞれの前記幅方向外側の端部よりも幅方向外側の両方に延出し、前記前胴回り領域と前記後胴回り領域とを止着する一対の止着テープとを備え、

前記一対の止着テープには、第1の色を有する第1着色領域が形成されており、

前記被覆シートには、第2の色を有する第2着色領域が前記前後方向に延びるように形成されており、

前記第2着色領域の前記前後方向の前側の端部は、前記前胴回り領域内に位置しており、

前記第1着色領域と、前記第2着色領域とは、前記使い捨ておむつの幅方向中心線を中心軸として、対称に形成されており、

前記第1着色領域における前記第1の色と、前記第2着色領域における前記第2の色とは、反射率曲線における反射率のピークが400～650nmの波長の範囲内に位置する色である

ことを特徴とする使い捨ておむつ。

【請求項2】

前記後胴回り領域には、前記幅方向に伸縮性を有するウエスト弾性部材を備えるウエストギャザーが配置されており、

前記一対の止着テープの前記前後方向における後側の端部は、前記ウエストギャザーの前記幅方向外側に配置されている

ことを特徴とする請求項1に記載の使い捨ておむつ。

【請求項 3】

前記一対の止着テープの前記前後方向における後側の端部は、前記ウエストギャザーの前記前後方向における前側の端部から前記前後方向における後側に向かって、前記ウエストギャザーの前記前後方向における全長の30%以上の位置に配置されていることを特徴とする請求項2に記載の使い捨ておむつ。

【請求項 4】

前記第2着色領域の前記前後方向の後側の端部は、前記使い捨ておむつの前後方向中心よりも前記前後方向の後側に位置することを特徴とする請求項1乃至3の何れか一項に記載の使い捨ておむつ。

【請求項 5】

少なくとも前記股下領域において、前記第2着色領域の前記幅方向の長さと、前記吸收性コアの前記幅方向の長さとは、同等であることを特徴とする請求項1乃至4の何れか一項に記載の使い捨ておむつ。

【請求項 6】

前記吸收性本体は、前記被覆シートよりも衣服側に配置される不液透過性の裏面シートを更に備え、

前記吸收性コアと前記裏面シートとの間には、着用者の体液が排泄されたことを前記裏面シートの外側から識別可能なインジケータ部が配置されており、

前記インジケータ部には、第3の色を有する第3着色領域が前記使い捨ておむつの幅方向中心に沿って形成されており、

前記第3着色領域の前記幅方向における長さは、1.5mm以上であり、

前記第3着色領域における前記第3の色は、反射率曲線における反射率のピークが400~650nmの波長の範囲内に位置する色である

ことを特徴とする請求項1乃至5の何れか一項に記載の使い捨ておむつ。

【請求項 7】

前記吸收性コアの前記表面シート側において、前記被覆シートの前記幅方向外側における一方の端部と、前記被覆シートの前記幅方向外側における他方の端部との間には、前記被覆シートが重複する所定の重複領域が形成されており、

前記所定の重複領域の前記幅方向における長さは、5mm~35mmの範囲内であることを特徴とする請求項1乃至6の何れか一項に記載の使い捨ておむつ。

【請求項 8】

前記表面シートは、前記前後方向に延びる凹凸部を有する

ことを特徴とする請求項1乃至7の何れか一項に記載の使い捨ておむつ。

【請求項 9】

前記吸收性本体は、前記吸收性コアと前記被覆シートとに設けられ、前記前後方向に延びる凹部を備える

ことを特徴とする請求項1乃至8の何れか一項に記載の使い捨ておむつ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0073

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0073】

なお、反射率曲線は、反射率(値)と各波長(値)との関係を示し、色を識別する指標として用いることができる。反射率曲線は、光源からの発光(基準光)に対する反射率を測定することによって求めることができる。具体的に、反射率の測定は、分光測色計を用いて行うことができる。例えばコニカミノルタ株式会社製の分光測色計CM700d(商品名)を用いて行うことができる。